

松山市グリーンツーリズム体験メニュー開発業務委託
仕様書

〔1〕 委託業務名 松山市グリーンツーリズム体験メニュー開発業務委託

〔2〕 目 的

松山市は市街地や山間部、島しょ部を有し、都市部の利便性や田園部ののどかさ、豊かな自然環境など、「瀬戸内の島・里・山・人」がコンパクトにつながった様々な魅力を持ち合わせている。近年、地方での自然体験を伴う「グリーンツーリズム」への関心が高まる中、松山市の豊かな自然環境や地域の産業などの多くの宝を生かした体験メニューの開発及び販売体制の構築、販売促進支援をすることで、観光客の満足度を向上し、地域経済を活性化することを目的とする。

〔3〕 履行期間 契約締結日 ～ 令和4年3月10日

〔4〕 履行場所 実行委員長が指定する場所

〔5〕 提案限度価格 8,916,600円（消費税及び地方消費税を含む）

〔6〕 業務概要

松山市の島しょ部や、山間部の多様な自然、地域の産業、伝統文化を取り入れた体験メニューの磨き上げや商品造成を行うとともに、造成した体験メニューの販売体制の構築や販売促進のための支援、プロモーションを実施する。

〔7〕 業務項目

1. 計画準備

本業務の目的及び趣旨を理解した上で、本仕様書に示す業務内容を確認し、契約締結後には年間事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し提出する。

2. 調査・ヒアリング

地域の観光事業関係者や旅行会社等へのヒアリング、事業者訪問、実地調査等を行い、自然等を活用した体験メニューの現状や新たな体験メニュー開発のポテンシャルについて調査する。また、既に自然等を活用した体験メニューを提供し

ている事業者に対しても、現在の体験メニューの磨き上げや、新たな体験メニュー開発について意識調査を行う。

ア) 調査対象

松山市の島しょ部や山間部について、以下のテーマを中心に調査を行い、新たな体験メニューの開発や、既存メニューの磨き上げについて検討すること。

【テーマ】

- ・自然や、地域の産業、伝統文化を取り入れた体験メニュー
- ・地元住民との交流を取り入れた体験メニュー

イ) 留意事項

- ・ターゲット設定（ファミリー層、団体客等）についても提案すること。
- ・活用する自然等の資源の選定に当たっては、旅行者の志向性やニーズを考慮して選定すること。
- ・中島地域については必ず調査すること。
- ・自然等を活用した体験メニューの現状や新たな体験メニューの候補になり得る自然等の資源についての調査結果をとりまとめ、速やかに実行委員会へ報告すること。

3. セミナー・検討会等の開催

「2・調査・ヒアリング」の結果を踏まえ、観光客の誘致に興味のある事業者を対象として、観光客の動向や、体験メニューの造成による消費拡大の可能性について情報共有するセミナー・検討会等を開催し、関係者のビジネス機運の醸成や課題意識の共有を図る。

ア) 実施時期：令和3年8月頃

イ) 開催回数：2回程度

ウ) 人数：30名程度を目標とする

エ) 業務：会場の確保、講師派遣、開催の周知、参加者の募集等手配全般

オ) 留意事項

- ・セミナー・検討会等は1回ごとに異なる内容とすること。

4. 体験メニューの造成・ブラッシュアップ

「2. 調査・ヒアリング」を経て得られた旅行者に訴求力の高い自然等の資源について、市内の事業者や地元住民等との連携・協力のもと、新たな体験メニューの造成や既存メニューのブラッシュアップ、受入体制構築に係るサポートを行い、商品化する。

ア) 造成する体験メニュー数（既存メニューのブラッシュアップを含む）

10以上（10事業者以上）

イ) 留意事項

- ・ 造成する新たな体験メニューについては事前に実行委員会と協議すること。
- ・ 受託者は、新たな体験メニューにおいて、旅行者への適切な接客応対などの受入体制について、サポートを行うこと。
- ・ 体験メニュー利用者からアンケートを取る等して効果検証を行い、さらなるブラッシュアップにつなげること。

5. 販売体制の構築・PR支援

「4. 体験メニューの造成・ブラッシュアップ」で造成・ブラッシュアップした体験メニューについて、体験メニューを提供する事業者・団体等の希望に応じて OTA（個人向け）や、メディア系旅行会社（団体）への販売、旅行メディアへの掲載（雑誌やネット等）等、販路拡大や販売促進に係る技術的支援を行う。また、新たに造成した体験メニューの認知度向上及び販売促進を図るため、パンフレットを作成し、周知を行う。

なお、パンフレットの作成は必須とし、その他効果的なPR方法についても提案すること。

ア) パンフレット作成部数

70,000部以上

イ) 留意事項

- ・ パンフレットの作成にあたっては、本事業で造成・ブラッシュアップした体験メニュー以外の既存の体験メニューのうち、新たに造成した体験メニューのテーマと主旨が合致し、旅行者に訴求力の高いものについては、掲載内容に盛り込むこと。
- ・ パンフレットの内容については、体験メニューの紹介に留まらず、周辺の観光地や飲食店、モデルコースなどの情報を盛り込み、効果的に観光情報を発信するものとし、設置・配布箇所についても効果的な場所を提案すること。
なお、実行委員会が教育委員会等と調整した日程で、愛媛県中予地域の全小中学校への配布（約50,000部）を必須とする。

〔8〕 その他運営上の要件

1. 実施体制

事業全体を管理するため、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

2. 松山市事業との連動

松山市の観光事業と相乗効果をもたらすよう連携を図ること。

3. 第三者が権利を有する素材の活用

業務を実施するにあたり、第三者が権利を保有するデータ（タレント等の著名人など）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、費用の支払い等、その他付随する業務全般を実施すること。

4. 定期ミーティングの実施

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に実行委員会と連携を図り、情報共有しながら適切な業務が遂行されるよう、原則松山市役所において定期ミーティングを行う。

5. 企画提案内容の実施について

本プロポーザルは、業務を共に進める相手方を特定するために実施しており、企画提案内容の実施については、実行委員会と協議し、企画詳細の検討を行う。

〔9〕 報告書・成果品の提出

1. 調査報告書

上記〔1〕～〔7〕の業務内容を集約し、分析したものを報告書としてまとめ、令和4年3月3日までに書面およびデータで作成し、実行委員会に納品すること。

2. 電子パンフレット

〔7〕4で作成したパンフレットについて、CD・DVD等の複製ディスクを納品すること。

3. 業務完了報告書 ※実行委員会指定様式

令和4年3月3日までに実行委員会に提出すること。

〔10〕 契約に関する条件等

1. 再委託等の制限

原則として、本件業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を発注者に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、本件業務に伴う成果物については、物品等の製造いかんに関わらず、受託者が最終責任を負うこととし、これが受託者と製造者との契約等によって担保されていること。

2. 成果品の利用及び著作権

ア) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する現著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに実行委員会に無

償で譲渡するものとする。

イ) 受託者は、本著作物に関する著作権人格権を行使しないものとする。

ウ) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任・費用負担は、受託者が負うものとする。

3. 業務の履行に関する措置

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に実行委員会に書面で通知しなければならない。

4. 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

5. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、松山市個人情報保護条例を遵守すること。

6. 損害賠償責任

受託者は、本業務の実施に関し故意または過失により実行委員会又は第三者に損害を及ぼしたときは受託者がその賠償額を負担する。ただし、損害の原因が不可抗力によるものと認められた場合は双方協議のうえ決定する。

7. 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ実行委員会と協議のうえ、承認を得ること。